

あなたの可能性が、さきを拓く
自分づくりを、互いを認める教育

令和 7 年度
教育委員会事務点検・評価報告書
(令和 6 年度事業・取組)

令和 7 年 8 月
尼崎市教育委員会

目次

I	概要	4
1	点検及び評価の趣旨	4
2	第2次尼崎市教育振興基本計画について	4
3	点検及び評価の方法	6
4	教育委員会の構成	7
II	教育委員会の活動状況	8
1	教育委員会会議	8
2	教育委員協議会	13
3	尼崎市総合教育会議	14
III	尼崎市教育振興基本計画に掲げる施策(事業)の執行状況	15
1	学ぶ力と健やかな体の育成	15
2	多様性と包摂性のある教育の推進	21
3	豊かな心の育成、いじめ防止	26
4	教育環境の整備	29
5	教員の育成・勤務環境の整備	33
6	学校園・家庭・地域社会一体となった教育の充実	35
7	市民の多様な学びと活動を支える機会の充実	38
	その他 適法・適正な行政運営の実現	44
IV	総評	46

I 概要

1 点検及び評価の趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条」に基づき、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていくため、令和6年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況を点検・評価した結果を報告するものです。

また、尼崎市教育委員会では、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする、第2次尼崎市教育振興基本計画を策定しており、計画を着実に推進していくため、PDCAサイクル（PLAN:計画－DO:実施－CHECK:評価－ACTION:改善）の考え方に基づき、計画の進行管理を行います。事務点検・評価は、この進行管理を兼ねており、その結果を次年度以降の施策の推進や改善に反映することで、より着実に計画を進行させることを目的としています。

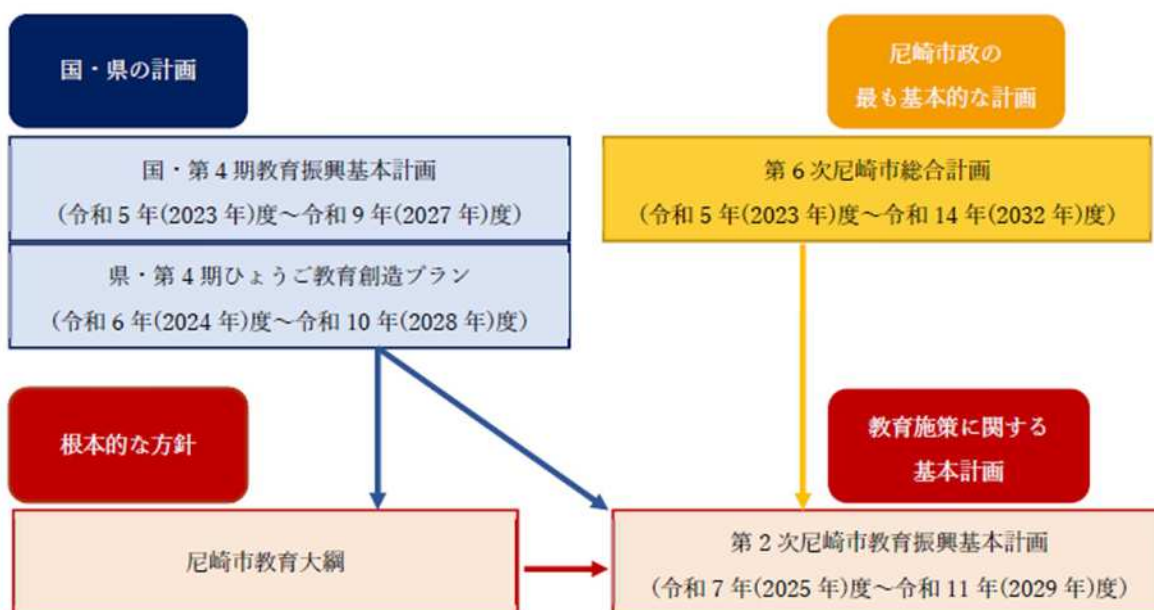
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 第2次尼崎市教育振興基本計画について

【計画の位置づけ】



【計画の構成】



3 点検及び評価の方法

今回の点検及び評価は、尼崎市教育振興基本計画の7つの各論に添って施策・事業を分類し、それぞれの施策・事業について尼崎市教育振興審議会で点検・評価を行いました。

なお、総評の内容については、P46【IV総評】に掲載しています。

尼崎市教育振興審議会委員名簿

令和7年4月1日時点

(敬称略、五十音順)

氏名	肩書	種別
いしばし ゆきこ 石 橋 由紀子	兵庫教育大学大学院 学校教育学研究科 准教授	学識経験者
かわかみ やすひこ 川 上 泰 彦	兵庫教育大学大学院 学校教育研究科学校経営コース 教授	
せりざわ たけし 芹 澤 剛	園田学園女子大学 人間教育学部児童教育学科 教授	
にわやま かずき 庭 山 和 貴	大阪教育大学 総合教育系 准教授	
ほった ひろし 堀 田 博 史	園田学園女子大学 人間教育学部児童教育学科 教授	
きたじ たかこ 北 地 隆 子	公募市民委員	市民委員
ときみず けんいちろう 時 水 健 一 郎	公募市民委員	

4 教育委員会の構成

教育委員会は、政治的中立性を維持しつつ、安定性・継続性を確保して教育行政を管理・執行するため、首長から独立した合議体の執行機関として設置されています。

尼崎市教育委員会は、市長が議会の同意を得て任命した教育長及び4人の委員で組織されています。

< 尼崎市教育委員会（令和7年8月1日現在） >



森山 教育長



徳山 委員
(教育長職務代理者)



太田垣 委員



正岡 委員



片谷 委員

役職名	氏 名	職業など	任 期
教 育 長	森 山 太 嗣	—	令和7年4月1日～令和10年3月31日
委 員	徳 山 育 弘	弁護士	令和5年4月1日～令和9年3月31日
委 員	太田垣 亘 世	宮 司	令和6年4月1日～令和10年3月31日
委 員	正 岡 康 子	元高校教諭	令和4年4月1日～令和8年3月31日
委 員	片 谷 勉	会 社 役 員	令和7年4月1日～令和11年3月31日

II 教育委員会の活動状況

1 教育委員会会議

教育委員会定例会は、原則として毎月第 4 月曜日に開催し、臨時会を必要に応じて開催しています。

【教育委員会会議について】

(令和 6 年度開催分) 12 回、臨時会 9 回

4 月 22 日 (定例会)

議案第 25 号	和解及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定について※
議案第 26 号	尼崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則について
議案第 27 号	尼崎市教育委員会職員名札規程の一部を改正する訓令について
協議・報告	尼崎市教育振興審議会への諮問について
協議・報告	次期教育振興基本計画策定に係る「市民意見聴取に係る施策の概要」及び「政策形成プロセス計画書」の公表について
協議・報告	管理職・教員の資質向上指標の改定及び年間の研修計画について
協議・報告	尼崎市における学びの多様化学校設置基本方針（素案）に対する市民意見公募手続の結果及び同基本方針（案）の策定について※
協議・報告	尼崎市学校運営協議会委員の解嘱及び任命又は委嘱について※

5 月 13 日 (臨時会)

議案第 28 号	令和 6 年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について※
議案第 29 号	令和 7 年度使用尼崎市立学校教科用図書採択に関する基本方針について

5 月 20 日 (臨時会)

議案第 30 号	職員の人事について※
----------	------------

5 月 27 日 (定例会)

協議・報告	学校運営等に関する意見書への回答について
-------	----------------------

協議・報告	尼崎市学校運営協議会委員の委嘱について※
6月 24日（定例会）	
議案第31号	尼崎市子ども・子育て審議会委員の委嘱について※
議案第32号	尼崎市社会教育委員の委嘱について※
議案第33号	尼崎市スポーツ推進審議会委員の解嘱について※
議案第34号	尼崎市スポーツ推進審議会委員の委嘱について※
協議・報告	尼崎市学校運営協議会委員の委嘱について※
7月 22日（定例会）	
議案第35号	令和7年度使用尼崎市立学校教科用図書の採択について
議案第36号	令和6年度 教育委員会事務点検・評価報告書について
議案第37号	尼崎市文化財保護審議会委員の委嘱について※
協議・報告	尼崎市文化財保護審議会への諮問について
8月 19日（臨時会）	
議案第38号	令和6年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について※
協議・報告	新型コロナウイルス感染症「記録と検証」プロジェクト報告書“寄り添い、支えられ”の作成について※
8月 26日（定例会）	
議案第39号	職員の人事について※
協議・報告	令和6年度全国学力・学習状況調査の結果について
協議・報告	学びの多様化学校の設置準備に係る現在の検討状況等について※
協議・報告	尼崎市学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について※
9月 24日（定例会）	
議案第40号	職員の人事について※
議案第41号	職員の人事について※
10月 28日（定例会）	
議案第42号	尼崎市立健康ふれあい体育館の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則について
議案第43号	尼崎市立健康ふれあい体育館の設置及び管理に関する条例施行規則について
11月 11日（臨時会）	

議案第 4 4 号	和解及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定について※
議案第 4 5 号	令和 7 年度尼崎市立小・中・特別支援学校教職員異動方針について
議案第 4 6 号	令和 7 年度尼崎市立高等学校教職員異動方針について
議案第 4 7 号	令和 7 年度尼崎市立幼稚園教職員異動方針について
議案第 4 8 号	職員の人事について※
11 月 25 日（定例会）	
議案第 4 9 号	予算の執行等に関する協定の一部を変更する協定について
議案第 5 0 号	物件の買入れについて（追認）※
議案第 5 1 号	物件の買入れについて（追認）※
議案第 5 2 号	物件の買入れについて（追認）※
協議・報告	第 2 次尼崎市教育振興基本計画（素案）に対する市民意見公募手続の実施について
協議・報告	学びの多様化学校の設置準備に係る現在の検討状況等について※
協議・報告	尼崎市学校運営協議会委員の委嘱について※
協議・報告	尼崎市版地域クラブ活動の推進について（方針）※
12 月 23 日（定例会）	
報告第 2 号	尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
報告第 3 号	令和 6 年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について
議案第 5 3 号	尼崎市立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について※
協議・報告	尼崎市学校運営協議会委員の委嘱について※
協議・報告	尼崎市こども・若者総合計画（素案）について
1 月 20 日（臨時会）	
議案第 1 号	職員の人事について※
1 月 27 日（定例会）	
議案第 2 号	尼崎市教育職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について※

議案第 3 号 尼崎市教育職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について※

議案第 4 号 指定管理者の指定について※

2 月 3 日（臨時会）

議案第 5 号 令和 6 年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について※

議案第 6 号 令和 7 年度尼崎市一般会計教育関係予算について※

議案第 7 号 尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例について※

議案第 8 号 尼崎市職員の給与制度を改正するための関係条例の整備に関する条例について※

協議・報告 第 2 次尼崎市教育振興基本計画の策定について※

協議・報告 令和 7 年度教育委員会事務局組織改正について（案）※

協議・報告 学びの多様化学校の設置準備に係る現在の検討状況等について※

2 月 18 日（定例会）

議案第 9 号 令和 6 年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について※

議案第 10 号 令和 7 年度使用尼崎市立学校教科用図書の採択に係る一部変更について

3 月 10 日（臨時会）

議案第 11 号 職員の人事について※

議案第 12 号 尼崎市指定文化財の指定について

協議・報告 令和 7 年度尼崎市教職員の研修体系・研修計画について

3 月 17 日（臨時会）

議案第 13 号 職員の人事について※

議案第 14 号 職員の人事について※

議案第 15 号 職員の人事について※

議案第 16 号 尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について※

議案第 17 号 尼崎市教育職員の教員特別手当支給に関する規則の一部を改正する規則について※

3 月 21 日（臨時会）

議案第 18 号 職員の人事について※

3月 24日（定例会）

議案第19号	尼崎市立小学校、尼崎市立中学校及び尼崎市立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について ※
議案第20号	予算の執行等に関する協定の一部を変更する協定について
議案第21号	尼崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則について
議案第22号	尼崎市教育委員会事業所事務分掌規則の一部を改正する規則について
議案第23号	尼崎市教育委員会事務局事務処理規程の一部を改正する訓令について
議案第24号	尼崎市教育委員会事業所処務規程の一部を改正する訓令について
議案第25号	尼崎市いじめ問題対策審議会委員の委嘱について※
議案第26号	尼崎市立社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

※ 非公開案件

<関係法令抜粋>

□尼崎市教育委員会会議規則

第6条の2 会議は、これを公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する事件の会議について、教育長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

- (1) 教育委員会に属する職員の任免その他の身分取扱に関する事件
- (2) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件
- (3) 訴訟、調停、和解及び不服申立てに関する事件
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育長又は委員から会議の公開が不適当であると発議のあった事件

2 教育委員協議会

教育委員と教育委員会事務局との意思疎通を図りつつ、教育委員への速やかな情報提供と審議にあたっての理解を深める中で、的確な判断のもと教育施策の充実を図るため開催しています。

【教育委員協議会について】

（令和 6 年度開催分） 2 回

7 月 12 日

- ・ 学びの多様化学校（大枠の方向性）について
- ・ 令和 7 年度使用尼崎市立学校教科用図書の採択について

11 月 25 日

- ・ オンライン英会話授業の視察について
- ・ 電子黒板を活用した授業の視察について

3 尼崎市総合教育会議

尼崎市総合教育会議は、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るために開催しています。

【尼崎市総合教育会議について】

(令和 6 年度開催分) 3 回

7 月 8 日

- ・次期教育振興基本計画と教育大綱について

12 月 10 日

- ・尼崎市教育大綱(案) について
- ・第 2 次尼崎市教育振興基本計画(素案)について

2 月 18 日

- ・学びの多様化学校の設置準備について
- ・地域クラブ活動の推進に係る取組状況について
- ・子どもの人権擁護の取組状況について

Ⅲ 尼崎市教育振興基本計画に掲げる施策（事業）の執行状況

各論 1 学ぶ力と健やかな体の育成

項目	就学前教育の3つの柱の推進	担当課	就学前教育課
	「尼崎市就学前教育ビジョン」に基づき、本市が目指す就学前教育の取組として3つの柱を推進する中で、就学前の教育内容の充実を図り、子どもたちの「後伸びする力」「生きる力」を育みます。		
取組と成果		現状・課題	今後の取組の方向性
①令和7年度を始期とする「尼崎市就学前教育ビジョン」の周知等のため、各市立幼稚園での保護者説明会や各地域での市民説明会等を計25回開催した。 （柱1）就学前の教育内容がどのように小学校以降の「後伸びする力」につながっているか等の検証を行うため、学びと育ち研究所と手法等の協議を行った。 （柱2）特別な支援が必要な幼児について、就学前教育施設から小学校への引継ぎの実施時期・資料の統一化に取り組むことで、小学校への円滑な接続の推進を図った。また、私立幼稚園等が特別な支援が必要な幼児を受け入れやすい環境を整備するための補助制度の創設について、令和8年度からの実施に向け関係団体等と調整を進めた。 （柱3）幼保小接続カリキュラム実践校園所を4カ所から10か所に増やした。なお実践校園所でスタートカリキュラム期間中に児童が登校できない事例はほぼなかった。また、全ての校園所での実施に向けた交流連携の推進等に取り組んだ。		①引き続き、市民や関係団体、庁内関係部局等の理解を図る中で、「尼崎市就学前教育ビジョン」に掲げる3つの柱（柱1：就学前教育の質の向上、柱2：インクルーシブ教育の推進、柱3：幼稚園・保育所と小学校の円滑な接続）をはじめとする取組を推進する必要がある。	①「尼崎市就学前教育ビジョン」の内容について、入園説明会、関係団体との協議の場等において、引き続き周知を図る。 （柱1）学びと育ち研究所と連携を進めるとともに、官民幼保小の代表者で構成する「（仮称）就学前教育会議」を設置し、意見交換等を行う。また、教育内容の専門的な助言等の支援を行う幼児教育アドバイザーの導入準備を行う。 （柱2）私立幼稚園等への補助制度の創設について、関係団体と調整を進める。また、就学前教育施設の教職員や保護者が交流できる場の設置等の取組を行う。 （柱3）校園所が幼保小接続カリキュラムを実践しやすいよう、実施内容の可視化に努めるとともに、より効果的な幼保小連携の取組について検討する。
関連指標	 市立幼稚園が含まれる校園所の連携状況 国が示す連携ステップ5に到達		

※関連指標は、第2次教育振興基本計画の指標と計画最終年度（令和11年度）の目標値を参考に記載。

項目	市立幼稚園の運営体制整備		担当課	就学前教育課
	市立幼稚園は、他の就学前教育施設と連携しながら本市において確保されるべき就学前の学校教育の水準を示すとともに、その水準を向上させる役割を担っていることから、中心となって3つの柱を推進します。			
取組と成果		現状・課題	今後の取組の方向性	
①少子高齢化を見据えた効果・効率的な運営体制構築のため実施する、市立幼稚園の再配置や、併せて実施する4園での3年保育、6園での特別な支援が必要な幼児の受入人数の拡充や一時預かり事業の時間延長等の充実策の実施に向けて、庁内調整や幼稚園職員との協議を進めた。		①③④令和8年度からの充実策の実施に向け、教育課程や年間指導計画の見直し等を進める必要があるほか、充実策の実施に伴う会計年度任用職員（教育支援員・一時預かり）の確保が課題となる。	①③④充実策の実施に向け、教育課程や年間指導計画の見直し等について園と連携しながら取り組むとともに、現在配置している会計年度任用職員との協議等により職員確保に努める。	
②各市立幼稚園での保護者説明会や各地域での市民説明会等において、市立幼稚園で実施する再配置や充実策、廃園幼稚園付近に居住する方が公私の幼稚園等に入園しやすい環境を整備するための支援策の検討状況について説明した。また、廃園幼稚園付近に居住する方への支援策について、令和8年度からの実施に向け、説明会等での意見を参考に庁内調整を進めた。		②廃園幼稚園付近に居住する方が、支障なく進路選択ができるよう、可能な限り早急に制度を確定し、関係者等への説明を行う必要がある。	②廃園幼稚園付近に居住する方への支援策の見直し内容について、早期に関係者等への説明を行うとともに、令和8年度向け園児募集時（令和7年9月頃）には、広く市民に制度の周知を図る。	
③令和7年度向けの特別な支援が必要な幼児の入園について、引き続き定員5人の枠を超えて応募があった園（4園）における受入の実施や、特別支援教育専門相談員（臨床心理士または小学校教諭の免許を有する者）を5人配置し、職員や保護者を対象とした相談を実施すること等により、教育支援体制の充実を図った。		③特別な支援が必要な幼児の入園等については、どのような集団保育が望ましいか、より適正に判断を行う必要がある。	③特別な支援が必要な幼児の入園等については、就園検討会議の意見を踏まえるとともに、児童発達支援事業所等と連携しながら、より適正な判断を行う。	
④働きながら子育てする家庭等を支援するために、一時預かり事業を実施し、延べ利用者数は13,355人であった（令和4年度：13,330人、令和5年度：13,653人）。			④一時預かり事業については、令和8年度からの時間延長に向けて園と連携しながら受入準備を行う。	
⑤地域の子育て支援として、未就園児の親子を対象とした体験保育や親子が参加できる園行事を実施した。		⑤地域の子育て支援については、より未就園児等が参加しやすい取組を検討する必要がある。	⑤地域の子育て支援については、引き続き保護者アンケート等を参考に、未就園児等が参加しやすい取組や時間での実施を図る。	

項目	個別最適な学び、協働的な学びの一体的な充実による確かな学力の育成		担当課	学校教育課、 中央図書館
	ICTを活用した学習のデジタル化を積極的かつ効果的に促進し、個別最適な学びの実現を図るとともに、児童生徒同士の学び合い、多様な他者と問題の発見や解決に挑む授業展開など、協働的な学びの実現を図る。			
取組と成果		現状・課題	今後の取組の方向性	
①各校の実情に応じた帯学習、放課後学習を実施し、基礎学力の定着を図った。また、本市独自の学力調査「あまっ子ステップ・アップ調査」を毎年実施し、経年で自校の成果や課題を分析し、調査開始以来、年々、全学年、学力低位層が減少し、基礎学力の定着に一定の成果が見られる。（令和2年度27.2％→令和6年度22.9％）更には、令和6年（2024年）度全国学力・学習状況調査では小学校の算数で全国平均を上回り、中学校の数学では全国平均との差がなくなった。		①全国学力・学習状況調査やあまっ子ステップ・アップ調査において、文章の読み取りや記述式問題等、発展的な問題に対する正答率が低い状況にあるため、今後、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るとともに、語彙力や読解力等の言語能力といった学習の基盤となる資質・能力を更に高め、思考力や表現力等の充実を図る必要がある。	①読解力を養い、思考力や判断力・表現力を高め、より確かな学力向上を目指すため、市立中学校から実践モデル校を4校選定し、読解力を養うためのデジタル教材に取り組み、その成果と課題を検証するとともに、検証結果を各校へ発信し、それぞれの課題に応じた取組とするための一助とする。また、読書活動と探究的な学びを推進する新教科（ことば探究科）設置に向けて検討を進める。	
②個々のつまづきを早期に発見・解消するため、学習支援員を配置するとともに、AI型デジタル学習支援ドリルの活用等により個に応じた学習を推進した。			②AI型のデジタル学習支援ドリルやデジタル採点システムなどICTを活用した学習のデジタル化を促進する。また、児童生徒個々が学習の状況を把握し、自ら見通しを立て、新たな学習方法を見出すなど個別最適な学びの実現を図り、協働的な学びを一体的に推進するとともに、探究的な学びの在り方について検討を進める。	
③「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、授業づくりハンドブックをもとに指導主事による学校への指導助言やフィードバック資料の作成により学校を支援し、各校の授業力向上に取り組んだ。		③授業づくりハンドブックを活用し「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、ゴールイメージの共有や児童生徒同士の学び合い、多様な他者とともに問題の発見や解決に挑む授業展開など、授業のさらなる充実を図る必要がある。	③教員の授業力向上に向け、校内研究授業や中学校全体教科研究会において、指導主事が指導案作成時から積極的に関わる体制を整備するとともに、指導主事が授業参観後に作成したフィードバック資料を活用し、ハンドブックの内容の充実を図る。	
④市立小学校及び特別支援学校の児童生徒に対して、電子図書館のIDを学校単位で付与し、各学校における学習活動や家庭での読書活動の推進に寄与した。（42校中（支援学校含む）32校の電子図書の利用実績から）		④授業等での電子図書館の活用については、学校ごとに取組に違いがみられるため、図書館から学校に対して、利用の勧奨等の働きかけを行う必要がある。	④学校での電子書籍の活用を進めるため、指導内容に沿った選書となるようインターネットを利用した蔵書検索などの利用や、中学生への電子図書館のIDの付与による1人1台タブレットを活用した学習活動や読書活動に取り組む等、中央図書館と学校の連携を深める。	
関連指標	 個々の課題に応じた学習の支援を行うことができているか（本市学力調査における最下位層の減少と最上位層の増加を前年度比で測定）			
関連指標	 全国学力・学習状況調査における平均正答率が全国平均以上 令和6年（2024年）度 小 国語▲1pt、算数+1pt、中 国語▲3pt、数学±0pt			

※関連指標は、第2次教育振興基本計画の指標と計画最終年度（令和11年度）の目標値を参考に記載。

項目	グローバルな人材を育成する外国語教育の更なる推進	担当課	学校教育課
	ICTの活用や、コミュニケーションを重視した授業改善により、より実践的な資質・能力の育成に努めます。		
取組と成果		現状・課題	今後の取組の方向性
①全ての市立小・中・高・特別支援学校に外国人外国語指導助手（ALT）を派遣・配置するとともに、教員研修も継続し、さらなる授業改善に取り組んだ。外国にいる外国人講師とオンラインでつなぎ、授業内で培ったコミュニケーション能力を活かす機会を設けるため、中学1・2年生を対象にオンライン英会話を実施した。そのような中、令和6年度「あまっ子ステップ・アップ調査」では、「英語の授業が楽しい」と答えた・中学生の割合が68.75％（令和5年度66.55％）と、前年度より増加した。		①引き続きICTの活用や、コミュニケーションを重視した授業改善により、より実践的な資質・能力の育成に努めていく必要がある。	①グローバル化に対応する国際教育の必要性から英語コミュニケーションのさらなる充実を図るため、希望する中学3年生を対象に発展的なオンライン英会話レッスンを行う。
関連指標	 外国語を身に付けたり、学んだりすることへの興味関心をもつ児童生徒の割合（目標値は、初年度の結果を踏まえ設定）		

※関連指標は、第2次教育振興基本計画の指標と計画最終年度（令和11年度）の目標値を参考に記載。

項目	運動・スポーツの習慣化と様々な健康課題を踏まえた健康教育の推進		担当課	学校教育課、 高校教育課
	児童生徒が運動に親しむ習慣づくりに取り組み、基礎体力の底上げを図ります。また、児童生徒・教職員・保護者が正しい知識を習得し、多様な健康課題に対する理解を深める取組を推進します。			
取組と成果		現状・課題	今後の取組の方向性	
①運動指導員の派遣やリズムジャンプ等の取組を継続して推進した。特に児童の運動能力向上、とりわけ持久力を高める取組に取り組んだ。また、小・中学校で体育科指導の連携・研修の機会を設けて教員の指導力向上に努めた。		①課題であった持久力の向上に多少の改善はみられた。しかし、依然として兵庫県平均を下回っていることから、引き続き児童生徒の持久力を高める取組を継続していく進める必要がある。	①運動指導員の派遣やリズムジャンプ等の取組を継続するとともに、児童生徒の運動能力向上に向けて、より効果的な施策の展開について検討する。	
②市尼では、大阪体育大学等の講師による特別講座や測定機器等の活用を通し、スポーツを科学的視点で学び、その学びを卒業論文に活かした。また、市尼の体育科が中心となって、学習の成果を生かして、地域の小学校や中学校等との連携事業を行い、異校種間の交流を図った。		②小学校や中学校等との連携事業は、運動指導等を通じて、自らの学びを振り返るきっかけであり、貴重な学びの場となっている。	②引き続き、市尼の体育科が中心となって、学習の成果を地域の幼稚園や小中学校等へ還元するとともに、連携事業を通して、地域・社会へ開かれた教育課程を推進する。	
関連指標	 新体力テストの合計点が小53pt以上、中44pt以上（令和6年（2024年）度小51pt、中39pt			

※関連指標は、第2次教育振興基本計画の指標と計画最終年度（令和11年度）の目標値を参考に記載。

項目	市立高等学校の特色化の推進と「社会に開かれた教育課程」の実現		担当課	高校教育課
	それぞれの学校が地域に愛され、中学生から選ばれる学校となるため、特色化・魅力化を更に推進します。			
取組と成果		現状・課題	今後の取組の方向性	
市立の高等学校として求められる役割を理解し、3校それぞれ の特色を踏まえた以下の取組を実施した。			地域に愛され、中学生から選ばれる学校となるため、それ ぞれの学校が特色化・魅力化を更に推進します。	
①市立尼崎高等学校（市尼）では、普通科改革の一環として国 際総合類型で入学した生徒に対して民間事業者による英語の教 育プログラムを実施し、理系の生徒に対して大学との連携によ る課題解決型学習を実施した。		①市尼では、これまでの特色づくりの取組に加えて、生徒 が幅広い選択肢を持って、進路先を決定することができる 学力の養成を目指す必要がある。	①市尼では、これまでの取組に加え、学力向上に向け、模 擬試験の受験機会を増やす等、学習環境の整備を検討す る。また、国際総合類型の生徒に対して、より実践的な英 語運用力を高める取組を、理系の生徒に対して、民間企業 や大学における最先端技術や研究課題等を学ぶ取組を進め る。	
②尼崎双星高等学校（双星）では、商業学科や普通科において 民間企業や地域の大学等の協力のもと特色あるプログラミング 教育を実施し、電気情報科や課外活動において模擬人工衛星の 製作・研究を通じて教科横断的なSTEAM教育を実施した。		②双星では、令和6年度に国のDX加速化推進事業に採択 され、次世代教育を進めており、引き続き衛星開発を中心 に数理教育を進め、Society5.0に対応できる技術者教育の 実現を目指す。	②双星では、模擬人工衛星の製作・研究を通じてSTEAM教 育を推進するとともに、令和6年度に整備した人工衛星送 受信アンテナの活用に向け大阪公立大学との連携を強めて きている。令和6年度から進める衛星開発を更に高め、未 来へつなげるためにも、学校独自に超小型人工衛星を開発 するなど次世代教育を推進し、その取組を市内外へ発信す る。	
③琴ノ浦高等学校（琴ノ浦）では、生徒の特性や状況に応じた きめ細やかな学習指導や個に応じた教育・サポートの他、生徒 指導においては、担任や学年主任等が積極的に関わり、安心し て学べる学校づくりに努めた。		③琴ノ浦では、外国人生徒の入学が増えてきており、日本 語指導や学習支援の必要性がより一層高まっている。	③琴ノ浦では、生徒の特性や状況に応じて、日々の学習や メンタルサポートはもちろんのこと、進学や就職について も、きめ細やかな支援を行うとともに、地元企業や商工会 議所の協力を得ながら、生徒の社会力育成や自立支援を図 る。	
関連指標	この学校に入って良かったと答えた生徒の割合 90%以上			

※関連指標は、第2次教育振興基本計画の指標と計画最終年度（令和11年度）の目標値を参考に記載。

項目	学校給食の活用による食育の推進		担当課	学校給食課、 学校給食センター担当
	児童生徒の心身の健全な発達及び食を支える環境を持続可能なものとするため、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けます。			
取組と成果		現状・課題		今後の取組の方向性
①栄養教諭等による給食指導に加え、保護者試食会や学校給食展を実施し、中学校では給食献立コンクールを実施した。		①残食の低減等の課題に向け、学校給食を通じて地産地消や環境への配慮などSDGsへの関心を高めるための取組を継続する必要がある。		①教職員への研修を通じて給食指導の充実を図り、残食の課題解決に向けた取組を続けることで、学校給食への関心を高め、児童生徒の望ましい食習慣の形成を目指す。
②田能のさといも等の「あまやさい」を活用するとともに、中学校で初めてオーガニック食材を使用した給食を実施することで、食育の推進を図った。更に、栄養教諭等に対しては、学校給食における有機農産物の活用に関する研修を実施した。		②大量調理に適した統一的な規格での安定供給や、特にオーガニック食材は一般的な食材に比べて価格が高く、限られた学校給食費の範囲内での調達に課題がある。		②オーガニック食材を使用した給食の提供は、物価高騰の状況や安定的な数量確保等について関係機関と連携の上、学校給食の調達条件に合致した食材の納入の可能性について検討を続ける。

各論	2 多様性と包摂性のある教育の推進
----	-------------------

項目	相談体制の質的・量的充実		担当課	こども教育支援課
	学校内の教育相談体制強化を図るとともに、教職員の多職種連携コンピテンシーの育成に努めます。また、学校内の多様性を尊重する風土の醸成を目指します。			
取組と成果		現状・課題	今後の取組の方向性	
①支援が必要な子どもの早期発見・支援、課題の困難化・重大化予防を行うため、スクールソーシャルワーカー（SSW）の各中学校区への1名専任配置を段階的に進めた結果、発生する多くの問題に対応できるようになった。		①SSWの増員配置が進み、相談体制が強化されたことによって、問題への対応は一定行えるようになってきている。ただ、現状では、問題が発生し、対応するという対処療法的になっているため、今後は予防的な取組を増やす必要がある。	①学校がSSWをより効果的に活用し、教育相談体制の強化が進められるよう、SSW活用ハンドブックの加筆修正を行うとともに、学校とSSWとの連携研修を実施する。また、SSWにおいては、幼小中高と切れ目のない支援を行う拠点巡回型の配置体制の完成を目指すとともに、ハンドブックを活用し、「対処」に加えて「予防」にもつなげられるよう校内の教育相談体制の強化を進める。	
②学校内における教育相談体制の強化が進められるよう、SSW活用ハンドブックを作成するとともに、学校とSSWとの連携研修会を実施した。		②SSW活用ハンドブックを基に、SSWの取組や活動について学校との連携を深めていくことができた。年度末のフィードバックでは、福祉と教育を繋ぐ専門家であるSSWに対して、学校内での理解が深まっており、校内支援体制の関わりについての効果や肯定的な意見が多く見られた。一方、学校や担当者によって連携の差も見られることから、引き続きSSW活用に関する啓発をしていくことが必要である。	②SC（スクールカウンセラー）やSSWによる教職員向け研修を実施し、教育相談に係る教職員の資質向上（多職種連携コンピテンシーの育成）に努める。	
③校内サポートルーム・エリアの設置推進のため、モデル校14校（中学校8校と小学校6校）で校内サポートルームの整備およびその進捗について調査を行った。また、校内サポートルーム・エリアにおける支援の充実を図るため、中学校17校と小学校22校に学習支援員を配置した。		③学校現場においても、校内サポートルーム・エリアの設置は、不登校の未然防止に効果的であるという認識が定着している。一方で、校内サポートルーム・エリアを設置するにあたって、学校に応じた適切な運営方法等を計画することに時間を要している。	③校内サポートルーム・エリアの整備および機能拡充をさらに進める（令和7年度は中学校9校と小学校15校を整備）。また、同ルーム・エリアにおける支援の充実を図るため、昨年度から7校増となる中学校17校と小学校29校に学習支援員の配置を行う。加えて、同ルーム・エリア設置、運営のためのガイドブックを作成し、学校現場での活用を図る。	
関連指標	困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できると感じている児童生徒の割合 小70%、中75% 以上（令和6年（2024年）度小64%、中69%）			

※関連指標は、第2次教育振興基本計画の指標と計画最終年度（令和11年度）の目標値を参考に記載。

項目	支援を必要とする子どもの長所・強みに着目する視点の重視と、多様な教育ニーズへの対応の推進		担当課	学びの多様化学校設置準備担当、 こども教育支援課
	子ども一人ひとりへの教育的ニーズに対応する力を磨き、公教育を多様性のあるものにしていきます。			
取組と成果		現状・課題	今後の取組の方向性	
①学びの多様化学校設置基本方針に基づき、令和8年4月開校に向け、教育課程の検討や校名案の選定、校舎の設計等を進めるとともに、保護者や有識者会議委員、学びの多様化学校マイスター等から意見聴取を行った。		①誰一人取り残されない学びの保障に向け、学びの多様化学校は特に手厚い支援体制が求められるところであり、基準や規模に見合った人員体制を精査するとともに、県とも密に連携し、必要な教職員の確保を図っていく必要がある。	①学びの多様化学校の設置に向け、国の指定を受けるための対応や入・転学の準備、校舎の工事、備品等の整備を進めるとともに、教職員の確保・配置の調整や研修を実施し、また、授業や学習評価の方法、学校外の施設・機関等との連携など学校運営の在り方について引き続き検討を行う。	
②市内3カ所ある教育支援室の互いの強みを共有し、教育支援室運営マニュアルを作成する等、学校外のグラデーションのある学びの場の充実を図った。		②令和6年8月29日文科省通知「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について」に基づき、教育支援室やサテライト教室での学習成果を成績に反映していく必要がある。	②学校外の学びの場での「学びの評価」について研究を進め、教育支援室「ほっとすてっぷEAST」をモデルケースに「学びの評価」「学校との連携」についての具体的方法の研究を行う。	
③フリースクール等の民間施設や地域の居場所との連携をより強化するため、指導主事による市内のフリースクール訪問や不登校担当者とフリースクール関係者との情報交換会等を実施した。		③フリースクール等の民間施設や地域の居場所との連携は進んできたものの、学校によってその連携度合いに差が見られるため、フリースクール等との連携の進め方を示すガイドラインが必要である。	③フリースクール等との連携の進め方を示すガイドライン等を含んだ学校の教職員向け「不登校サポートハンドブック（仮称）」の作成を行う。	

項目	全学校園でのインクルーシブ教育の推進		担当課	特別支援教育担当
	一人ひとりの幼児児童生徒の教育的ニーズに応じたきめ細やかな教育的支援を行うために、教職員の専門性の向上と、多様な学びの場の充実を目指します。			
取組と成果		現状・課題	今後の取組の方向性	
①「教員の特別支援教育の専門性の向上」と「校園内の支援体制の構築」の2つを重点事項として研修を実施した。対象者は管理職、特別支援教育コーディネーター、通級指導担当教員、特別支援学級担任、教育支援員等で34件実施した。本市の特別支援教育の基本方針や医療的ケアの理解及びガイドライン等の周知といった基本的なことから、実践研修等特別支援教育の専門性の向上につなげることができた。		①一人ひとりの幼児児童生徒の教育的ニーズに応じたきめ細やかな教育的支援を行うために、引き続き校園内支援体制の充実を図り、教職員の専門性の向上と、多様な学びの場の充実が求められる。	①校内委員会の要となる特別支援教育コーディネーターと管理職を中心に、校内委員会でアセスメント等を活用して情報共有・支援の検討を行うとともに、関係機関との連携を進め、校内支援体制の一層の機能充実を図る。また、教員の専門性の向上のために階層別、経験年数別研修を実施する。あわせて、特別支援教育ハンドブックの更新と特別支援教育研修コンテンツと共に活用を進めることで、教職員の専門性を高め、全ての学校園での特別支援教育の推進を図る。	

項目	合理的配慮の提供に向けた体制の整備と基礎的環境整備の充実		担当課	特別支援教育担当
	教育上特別な支援を必要とする幼児児童生徒の増加や支援の多様化に対応できるよう体制と環境を整備します。			
取組と成果		現状・課題	今後の取組の方向性	
①「尼崎市立学校園における医療的ケア実施体制ガイドライン」に基づき、学校や病院、訪問看護ステーション、保護者、教育委員会等が連携を密にして、それぞれの役割を果たしつつ、市立学校園における医療的ケアを必要とする児童等に対し適切な医療的ケアを実施し、安全に学校生活を送るための支援を行った。		①あまよう特別支援学校児童生徒の障害の重度化、医療的ケアの多様化に対応した適切な医療的ケアを行い、児童生徒が安心・安全に学校生活を送るとともに保護者の通学や学校生活の付添いに係る負担を軽減する必要がある。	①あまよう特別支援学校に在籍する児童生徒が、保護者の常時付き添いがなくとも、安心して学校生活が送れるよう看護師による医療的ケア体制の充実を図る。	
②全ての市立小・中学校（夜間中学校を除く）に「特別支援教育支援員」を1名ずつ配置をした。また、生活介助を必要とする児童生徒が多数在籍する市立小・中・高等学校には「生活介助員」を配置した。これにより、教室・学校からの飛び出しや食事、更衣、排泄、移動等の未確立といった生活上の困難を改善し、児童生徒の安全を確保した。また、通常の学級及び特別支援学級での学習を円滑に行えるよう支援した。		②教育上特別な支援を必要とする児童生徒は年々増加しており、特別支援教育支援員や生活介助員の増員、特別支援ボランティアの確保、校外行事における介護タクシーや看護師等の手配等、安心・安全な学校生活を送ることができるよう、支援体制を強化する必要がある。また、大幅に増加している就学相談の件数にも対応する必要がある。加えて、バリアフリー法の趣旨を踏まえた基礎的環境整備に向け、特別支援学級教室の整備やエレベーターの設置など計画的に進め、ソフト・ハードの両面で取組を推進する必要がある。	②教育上特別な支援を必要とする幼児児童生徒の増加や支援の多様化に対応するため、特別支援教育支援員の大規模校への複数名配置や、生活介助員等の増員を図る。 加えて、児童相談所への特別支援教育担当の移転に際し、就学相談を担当する専門職員を配置し、教育と福祉の連携や切れ目のない支援の充実を図る。 また、要配慮児童生徒が在籍及び進学予定の学校のバリアフリー化を進める。令和7年度のエレベーターについては、小学校1校の設計及び中学校2校の工事に着手する。	

項目	共生社会の実現に向けた取組の推進		担当課	学校給食課、 こころとからだ育成課
	すべての子どもたちが、国籍や民族等の「違い」を認め合い、多様な文化的背景をもつ人々と豊かに共生する心、共に生きようとする意欲や態度を育みます。			
取組と成果		現状・課題	今後の取組の方向性	
①食物アレルギー対応等に関する情報の多言語対応について、検討を行った。		①医療系の翻訳は専門性が高いため、日本語の読み書きが困難な児童生徒及び保護者に対する食物アレルギー等に関する情報の提供に課題がある。	①学校給食における食物アレルギー対応等に関する情報を、外国語（英語、中国語、ベトナム語、ネパール語等）へ翻訳する業務を新たに専門機関へ委託する。	
②日本語指導を必要とし、言語の障壁による心のケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校園に、母語を理解できる多文化共生支援員を派遣し、ひらがな・カタカナの読み書きや簡単な日常会話ができるよう支援した。また、母語で教育相談をする機会をもち、精神的なケアや心の安定を図るとともに、懇談等の機会においては、日本語が理解できない保護者との意思疎通を図り、学校園と家庭の連携を支援した。		②今後、様々な国からの来日者の増加が想定されることから、外国人の幼児児童生徒の心の安定や生活適応、学習支援を円滑に行うため、母語を話すことのできる支援員等を活用し、学校園生活への早期適応に引き続き努める必要がある。 また、心理面のサポートだけではなく、言語面のサポートも拡充し、AI通訳機器等の積極的な活用を進め学習を支援していく必要がある。	②日本語指導を必要とする児童生徒に対し、日本語での授業内容を母語に同時変換する通訳アプリを導入し、授業内容の確かな定着を図るとともに、授業以外の学校生活や校内行事等における児童生徒同士あるいは教職員、保護者との円滑なコミュニケーションを図るため、持ち運び可能な通訳機器を各学校に導入する。また、日本語の定着と心の安定を図るため多文化共生支援員を増員する。	
関連指標	 多文化共生支援員の派遣要請に対する派遣率 100%（令和6年（2024年）度100%			

※関連指標は、第2次教育振興基本計画の指標と計画最終年度（令和11年度）の目標値を参考に記載。

各論	3 豊かな心の育成、いじめ防止
----	-----------------

項目	実践的行動力を育成する人権教育の推進		担当課	こころとからだ育成課、いじめ防止生徒指導担当
	人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤に、自他の人権を守り人権課題を解決しようとする実践的行動力を育成します。			
取組と成果		現状・課題	今後の取組の方向性	
①市立小・中学校で作成する道徳教育、人権教育に係る全体計画・年間指導計画をもとに、各校で教科等を中心に取り組んだ。また、「生命を尊重する心」と「規範意識」の育成及び「人権教育の推進」を重点項目として、講演会及び校内研修を実施した。さらに、中学校では「予期せぬ妊娠」「デートDV」「LGBT」の3テーマに取り組み、17校で年29回の講演を行い、自他の考え方や生き方を尊重する態度を育成した。		①人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤に、幅広い人権課題に取り組み、自他の人権を守り、人権課題を解決しようとする実践的行動力を育成していく必要がある。	①児童生徒の自己肯定感や自己有用感を高め、自尊感情を育むとともに自他を価値ある存在として尊重する意欲や態度を育成する。また、子どもの権利に関する人権、多文化共生教育や性教育等、今日的な課題を幅広く学習し、各校が子どもの実態に合わせた講演会や地域人材等を活用した研修ができるよう支援する。	
②校則の見直しに関するガイドラインに基づき、(1)児童生徒等が、校則の見直し過程に参画できるような仕組みの構築(2)必要かつ合理的な範囲内で学校や地域の実情に合わせた制定(3)校則（学校の決まり等）の公表の3つの観点から、校則が児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくものとなっているか検証し、学級討議、生徒会と教員との意見交換会等を通して校則の見直しを行った。		②校則は、絶えず見直しを行うことが求められており、引き続き、校則の見直しに関するガイドラインの趣旨に基づき、児童生徒が校則を自分のものとして捉え、主体的に守ることができるよう見直しを行う必要がある。	②校則の見直しに児童生徒自身が参画し、根拠や影響を考え身近な課題を自ら解決するような好事例を展開するとともに、児童生徒の主体的な取組を促進する。	

項目	学校教育活動全体を通じた豊かな心の育成		担当課	学校教育課
	学校での様々な体験活動における試行錯誤を通して自己認識や自尊感情を高めるとともに、豊かな人間性と社会性を培います。			
取組と成果		現状・課題	今後の取組の方向性	
①小学校3年生で環境体験事業を、5年生では自然学校推進事業を行い、自然や環境に対する豊かな感受性、自然環境の多様さや大切さ、命の営みを感じさせるとともに、社会性や自立心を育んだ。 また、(1)学級を基盤とした集団において目標や規範を設定し、望ましい人間関係を築く、(2)児童会・生徒会活動を活性化し、協力して諸問題を解決しようとする自主的・実践的な態度を育成する、(3)体験活動を通して、その意義を理解し、地域社会に参画する態度を育成する、ことを目的に各学校で校内外において様々な活動に取り組んだ。		①学校内外での様々な体験活動における試行錯誤を通して自己認識や自尊感情を高めるとともに、豊かな人間性と社会性を培うとともに、道德教育の充実を図り、よりよく生きるための基本的な心構えや行動の仕方等、生き方を考える機会の充実を図っていく必要がある。	①体験学習や環境学習などの事前・事後指導の充実を通して、達成感や自己有用感を高め、その経験を後の生活や学習に活かす態度を育成するとともに、命を大切にする心や思いやりの心、規範意識の醸成等「心の教育」の充実を図る。	
②伝統と文化を尊重する心を醸成し、環境の保全に寄与する態度等の育成につなげることを目的とした事業の成案化した。		②地元の方々とのふれあいや豊かな自然・文化等に触れる機会を通じて、伝統と文化を尊重する心を醸成する。あわせて自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度等を育成するとともに、次世代のリーダー養成を行う必要がある。	②市立中学校の生徒が、奄美群島を訪れ、自然・文化体験や地元の方々との交流、現地中学生とともに体験プログラムに参加し、意見交換を行うAMAフレンドシップ事業を実施し、多様な視点や価値観で物事を見つめる態度を養う。	
関連指標	 自分にはよいところがあると答えた児童生徒の割合 小・中ともに90%以上（令和6年（2024年）度小83%、中82%）			

※関連指標は、第2次教育振興基本計画の指標と計画最終年度（令和11年度）の目標値を参考に記載。

項目	いじめ未然防止対策の充実		担当課	いじめ防止生徒指導担当
	学校生活のあらゆる場面において、それぞれの違いを認め合う仲間づくりを推進し、道徳科や特別活動、体験学習などを通じていじめの未然防止等の取組を継続します。			
取組と成果		現状・課題	今後の取組の方向性	
①教育委員会による年2回の学校訪問や、「教職員用いじめ防止リーフレット」の作成、管理職を対象とした実践型研修の実施、全教職員を対象とした校内研修を実施した。また、市立小・中・高等学校を対象に学期に1度、いじめに関する市内統一アンケートを実施すること等により、いじめの認知件数も前年度から149件（令和7年3月末現在）増加し、早期発見、早期対応につながった。		いじめ対応については、情報共有が不十分で組織的に対応できていない学校や、統一アンケートの結果が積極的ないじめの認知に結び付いていない学校も一部あることから、組織的な対応、統一アンケートの結果による積極的ないじめの認知、いじめ認知後の適切な対応等について、引き続き、学校の課題に応じた研修等の取組により徹底する必要がある。	①学校生活のあらゆる場面において、それぞれの違いを認め合う仲間づくりを推進し、道徳科や特別活動、体験活動などを通じていじめの未然防止等の取組を継続する。また、様々な層の教員を対象とした研修や指導主事による学校訪問の際の研修では、具体例を出しながら、いじめに関する教員の認知力、対応力の向上を目指す。	
②小学校41校、中学校17校、高校3校において専門的知識を有する支援員等による具体的な事例をもとに出前授業を実施し、ネットいじめの防止やSNSをはじめとする情報モラルの向上を図り、児童生徒が情報を正しく効果的に活用することにつながった。		②児童生徒のスマホ所持率の増加とともに、スマホを介したトラブルやネットいじめも増加傾向にあることから、ルールが未作成の学校に今後も取り組みを継続するよう指導し、児童生徒自身がスマホやタブレットの取扱いに関して主体的にルールを考え、事案を未然に防ぐことが必要である。	②情報モラルの向上を図るため、引き続き市立小・中・高等学校に支援員を派遣し、出前授業を実施する。また、スマホサミットを実施することで、校種の枠を超え児童生徒が主体的にスマホルールやネットの活用について考える機会を設ける。また、作成したルールについて意見を募り改善に向けて取り組む。	
③学校や教育委員会の立場として、子どもの最善の利益のため、スクールロイヤーが学校への指導助言や直接保護者等と対応したことにより、早期の問題解決につながった。（令和6年度対応件数：182件（令和7年3月末現在。いじめ対応以外も含む。））		③保護者の多様な要求に対して、学校が対応を苦慮する事案が増加傾向にあるため、学校の問題を速やかに解決し、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保し、教育活動に専念できる環境づくりを目指す体制整備が必要である。	③スクールロイヤーの助言により、速やかな問題解決につながった事案が数多くあり、学校からの相談件数が増加している。また、研修の講師依頼も増加していることから、スクールロイヤーの体制強化を図り、教員のいじめ対応力や事案対応力の向上を図る。	
関連指標	 人が困っているときは進んで助けていると考える児童生徒の割合 小95%、中92%（令和6年（2024年）度小91%、中88%）			
関連指標	 私たち（属している集団）はお互いを大切にして、安心して発言・行動（挑戦）ができると答えた児童生徒の割合 （目標値は、初年度の結果を踏まえ設定）			

※関連指標は、第2次教育振興基本計画の指標と計画最終年度（令和11年度）の目標値を参考に記載。

各論	4 教育環境の整備
----	-----------

項目	学校施設マネジメント計画の着実な推進と社会情勢の変化に応じた学校づくり		担当課	施設課、学事企画課、 学校教育課
	安全で安心な学校園施設の整備を進めるとともに、良好な教育環境の確保に努めます。			
取組と成果		現状・課題	今後の取組の方向性	
①学校施設マネジメント計画(実施計画)に基づき、下坂部小建替に係る、発注者支援業務及び耐力度調査(竹谷小他3校)及び、照明LED化改修設計等、設備長寿命化改修設計(園田北小)を実施した。 下坂部小学校の建替にあたっては、新しい学校施設について庁内協議を行い、必要な機能を要求水準書等に盛り込んだ。 また、各種施設整備事業として、外壁改修(立花北小他1校)のほか防水改修(潮小他4校)、体育館床改修(大島小他1校)、プール整備(塚口小他3校)、空調更新(竹谷小他10校)、給食室換気設備更新(浦風小他7校)、プールろ過機更新(尼崎高)等を実施し、児童生徒等の安全や良好な教育環境の確保を図った。		①「学校施設マネジメント計画(実施計画)」に基づき、下坂部小学校の建替事業やLED化改修などを確実に実施し、施設の長寿命化を図るとともに、直近で建替や大規模改修工事を実施しない学校についても、児童・生徒が安全かつ安心して学ぶことができる環境を維持・改善していくため、引き続き各種改修工事を行う必要がある。	①尼崎市立下坂部小学校建替整備事業に係るDB事業者選定業務を実施するとともに、配膳室整備工事設計(下坂部小)、予防保全改修設計(明城小)及び、照明LED化改修(長洲小他10校)を実施する。外壁改修(七松小他4校)のほか、防水改修(武庫北小他2校)、アスベスト除去工事(上坂部小、小田北中)、空調更新(難波小他11校)、給食室換気設備更新(武庫庄小他3校)、消防設備改修(尼崎高)等を実施する。	
②トイレ整備については、洋便器化に加え、自動照明化や自動水栓化、劣化状況に応じ内装改修を実施している。令和6年度は、小学校2校、中学校3校、高等学校1校の整備を実施した。洋便器率は、学校園全体で74.8%(令和6年度末現在)となっている。		②令和9年度に洋便器率80%の目標を掲げているが、依然として早期整備の要望が多いことから、国庫補助金を有効に活用するとともに前年度設計を行うなど、着実かつ早急に洋便器化を進める必要がある。	②前年度設計を実施した武庫の里小学校を含めた6校園の整備を実施する。(武庫の里小、七松小、大庄中、園田幼、塚口幼、大島幼)	
③体育館空調の整備について、他市への視察、空調運用状況調査を実施した。近年の夏季の猛暑を踏まえ、体育活動や部活動等における生徒の熱中症予防を図るとともに、災害時における避難所環境の向上を目指し、夏休みも含め部活動で体育館を使用する頻度が高く、避難所として市域の配置のバランスを取ることができる中学校と高校から整備に着手することとした。		③早期に全学校へ体育館空調の整備を進めるため、整備方針を定める必要がある。	③体育館空調を設置(小田中、立花中、常陽中(設計のみ))し、断熱化の費用対効果の検証を行い小学校、中学校、高等学校の整備方針を決定する。	

④園田南小校区内の児童数の増加が続いており、児童数が1,000人を超える見通しであることから、令和2年度：普通教室7室を備えた校舎を建設、令和4年度：特別教室を普通教室2室に改修工事を実施、令和5年度：園田南小校区内にあるZUTTOCITYのエリア内に在住する児童の一部に対し上坂部小への校区外通学を許可するなど、同校区内の過大児童数対策の取組を行ってきた。また、この児童数増加の影響を受け、今後小園中学校の生徒数が増加する見込みである。	④園田南小校区内のZUTTOCITY開発に伴う児童数の増加に加え、同校区内の別のマンション開発等により児童数が増加することが見込まれており、既存の給食室での給食提供数の限界、さらに想定を超える特支学級の増加等により、既存の教室数が不足する見込みである。また、小園中学校についても、生徒増加に伴い、普通教室数の不足が見込まれることに加え、令和8年度から段階的に35人学級制を国が開始する予定であることから、教室数の不足が早まる可能性がある。	④園田南小学校において、児童数のピークと推測する令和11年度に向けて、今後必要となる給食数の提供及び普通教室の確保のために給食室及び普通教室を備えた新校舎を令和10年4月供用開始予定で建設する。また、小園中学校については、今後必要となる普通教室の確保に向けて、国等の動向を注視するとともに生徒数増加への対策に向けた検討を進める。
⑤学校プール授業については、民間の施設や指導員を活用した他市事例の研究をもとに、モデル校での実施につなげ、本市の実情に合った効果的・効率的な授業の在り方の検討を進めた。	⑤民間施設活用実施に向けての課題解決方法を検証し、今後の方向性を決定する必要がある。	⑤民間施設活用実施に向けての課題解決方法をモデル実施により検証し、今後の方向性を決定する。
関連指標  学校園におけるトイレの洋式便器 95%（令和6年（2024年）度時点74.8%）（屋外・体育館トイレ等を除く、校舎内トイレの洋便器化100%）		
関連指標  （改築校を除く）全学校園を対象とした照明LED化改修率 100%（令和6年（2024年）度時点42.0%）		

※関連指標は、第2次教育振興基本計画の指標と計画最終年度（令和11年度）の目標値を参考に記載。

項目	安全・安心でおいしい給食の提供に向けた環境整備		担当課	学校給食課
	各学校給食施設・設備の清潔、衛生の維持のため、日常及び定期点検を行い、衛生管理上における重要度から見た優先順位を付け、機器の更新・修理を計画的に行います			
取組と成果		現状・課題	今後の取組の方向性	
①契約期間満了に伴う7校についてプロポーザル方式による事業者の選定を行った。また、安定した運営を行うための従事者の資格要件や調理業務の経験年数など、募集要件の見直しを行った。		①調理師の退職動向等に合わせて民間委託を進める予定であり、全校委託化の目標年度の設定が困難である。また、有資格者の調理師等の人材確保が厳しい情勢にあり、引き続き、状況に応じて募集要件を検討する必要がある。	①令和7年度末に契約終了となる委託校7校及び新規委託校1校の業者選定を行う。また、委託校における調理業務の遂行状況を確認・指導、委託事業者へのヒアリングを実施するなど、安全・安心な給食提供に努める。	
②給食室換気設備更新（浦風小他7校）、空調設備工事（塚口小他3校）を実施し、児童の安全や良好な教育環境の確保を図った。		②給食室における適正な衛生管理の確保、調理師等の労働環境の改善を図るため、空調未整備校（直営校3校、委託校20校）への空調設備の導入による暑さ対策を講じる必要がある。	②給食室換気設備更新（武庫庄小他3校）、空調設備工事（浦風小他6校）を実施する。（令和7年度）	
関連指標	 小学校の給食調理室の空調整備率 100%（令和6年（2024年）度時点44%）			

※関連指標は、第2次教育振興基本計画の指標と計画最終年度（令和11年度）の目標値を参考に記載。

項目	国の動向や社会情勢を踏まえたICT 環境整備		担当課	教育情報システム課、学び支援課
	ICT 環境基盤の着実な更新を実施するとともに、国で検討を行っている新たな教育のICT 環境整備方針や社会情勢の変化に対応するため、ネットワーク環境の更なる改善を行います。			
取組と成果		現状・課題	今後の取組の方向性	
①児童生徒用端末を活用した調べ学習や協働学習、プレゼンテーションなどの実践が行われており、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向けた取組が進んだ。児童生徒及び教職員のICTを活用する基盤を適切に維持管理するとともに、小・中・高・特別支援学校にICT支援員を配置し、ICTを用いた校務や授業などの支援を行った。		①学習者用デジタル教科書等のICT機器を活用した新しい授業スタイルに対応する基盤の検証や、国の取組・社会情勢の変化に応じたICT環境整備を進めていく必要があるが、児童生徒用端末において、バッテリー機能の低下や機器の故障が増加しており、早急に更新する必要がある。	①引き続きICT支援員等を活用し、学校におけるICT機器を活用した授業支援を行う。また、校務DXの推進に向けて県の「校務DX推進意見交換会」へ参画する。	
関連指標	 全国学力・学習状況調査で「授業でPC・タブレットなどのICT機器を週3回以上使用している」と回答をした児童生徒の割合 小・中ともに70%以上（令和6年（2024年）度小57%、中53%）			

※関連指標は、第2次教育振興基本計画の指標と計画最終年度（令和11年度）の目標値を参考に記載。

項目	保護者の負担軽減に向けた取組		担当課	学校給食課、学事企画課、 教育情報システム課
	子育てに係る保護者のさまざまな負担軽減に向けた取組を進めます。			
取組と成果		現状・課題	今後の取組の方向性	
①栄養バランスのとれた給食の提供を行うため、物価高騰分全額を公費で負担し、保護者の負担軽減を図った。また、学校給食運営会議において物価高騰等の状況や課題、今後の小・中学校給食費の改定について検討した。		①引き続き、食材の物価高騰が予想され、現在の給食費では国の定める学校給食摂取基準を満たすことが困難な状況となり、献立内容にも影響が生じる可能性がある。	①令和7年度は、保護者が負担する額の激変緩和策として高騰分の一部を公費で負担し、保護者の負担軽減を図るとともに、給食費の改定について引き続き検討する。無償化については、物価高騰の状況や国における議論の状況などを勘案しながら、適切な対応に努める。	
②就学援助に係る新入学学用品費等の支給金額について、国の標準単価と差が生じているため、増額の検討を行った。		②特に新入学学用品費の支給金額については、国の標準単価との間に1万円以上の差が生じている。しかし、増額を行うためには約1,700万円が必要であり、財源の確保が課題となっている。	②新入学学用品費等の支給金額については、財源の確保が大きな課題となるが、関係部局と協議を行い、できるだけ早期に国の標準単価まで引き上げたい。	
③小・中学校及び特別支援学校における保護者からの提出書類のデジタル化について検討した。		③保健調査票などの提出書類を対象に、保護者が自身のスマートフォン等からオンライン提出ができ、教職員が端末上で閲覧・管理できる仕組みや、オンライン上での欠席・遅刻連絡や保護者アンケート、お便りのデジタル化を実現できるシステムの導入を検討したが、費用面等の継続検討事項がある。	③国において校務支援システムの標準化が検討されており、国・県・他都市の事例などを参考にしながら、さらに効果的な手法について幅広い視点から引き続き検討する。	

各論 5 教員の育成・勤務環境の整備

項目	令和の日本型学校教育の実現に向けた教員の育成		担当課	教育情報システム課、 学び支援課
	「環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続ける」「子ども一人ひとりの学びを最大限に引き出す役割を果たす」「子どもの主体的な学びを支援する伴走者としての能力を備えている」教員を育成します。			
取組と成果		現状・課題	今後の取組の方向性	
①尼崎市版GIGAスクール（AGS）掲示板において、ICT機器を活用した授業実践事例の共有を行い、各教師が授業の実践にかすことができるようになっている。		①授業でのICT活用は浸透しつつあるが、今後は従来型の講義形式の授業ではなく、ICTを効果的に活用して「主体的・対話的で深い学び」につながる授業展開が必要である。	①次期学習指導要領が、初めて1人1台端末を前提とした改訂となる予定であることを念頭に、ICT機器の活用を単なる検索や提示にとどめることなく、研修等を通じて、ICTの効果的な活用と「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指す。	
②「多文化共生」「ヤングケアラー」「子どもの権利条約」「LGBTQ」をテーマにした人権教育研修講座（4回）を開講するとともに、全校園種の人権教育担当者を対象とした研修（1回）を実施し、人権への感度を高めることができた。		②外国籍住民の社会増が続いており、学校園現場では、日本語指導が必要な児童等への適切な支援及び支援体制の確立が課題となっている。	②日本語指導が必要な児童等への対応について学ぶとともに、多文化共生社会の実現に向けた人権意識の涵養を目的とした教職員研修を充実させる。	
③初任者研修では「これからの児童・生徒対応」として、いじめ事案の対応について扱うとともに、「情報セキュリティ研修」や「子ども理解のための研修講座」において、児童生徒理解、いじめ等への対応力の向上を図った。		③オンライン上やSNSでのいじめ等、いじめの多様化・複雑化への対応、また様々な発達特性への理解や対応が課題となっている。	③引き続き、教員のいじめに対する感度を向上させる機会を充実させるとともに、特別なニーズのある子どもへの関わり方など、現場のニーズや時流に応じた内容で継続した取組を行っていく。	
④児童生徒理解を深め人権意識の向上につながる研修を行うことで、体罰を防止するとともに、体罰等によらない指導について啓発した。		④体罰等防止ガイドラインは、学校現場に浸透してきているが、体罰・暴言等が依然としてゼロにはなっていないため、今後も引き続き、継続した取組を行う必要がある。	④「体罰等防止ガイドライン」の周知を継続するとともに、子どもの多様性への理解を深め、体罰等によらない指導のあり方を学ぶなど、より実践的な内容の研修を充実させる。	
関連指標	研修で学んだことを今後の教育実践で試してみようと思うと回答した教職員の割合 100%（令和5年（2023年）度95.3%）			

※関連指標は、第2次教育振興基本計画の指標と計画最終年度（令和11年度）の目標値を参考に記載。

項目	教員の働き方改革の推進		担当課	学び支援課、学校給食課、職員課
	職務内容の整理に向けた検討や校務のデジタル化、人員体制強化に取り組みます。			
取組と成果		現状・課題	今後の取組の方向性	
①8月に全ての市立中学校・高等学校にデジタル採点システム「百問繚乱」を導入した。12月末に行った活用状況調査では、約75%の教職員が負担感の軽減を感じているという結果を得ることができた。		①導入一年目のため、ようやく多くの教職員が操作に慣れはじめたところである。今後、さらなる活用を進めるとともに、採点結果の分析機能等を活用することで、生徒一人ひとりへの支援や教職員の授業力の向上につなげて行く必要がある。	①デジタル採点システム「百問繚乱」の分析機能を活用した、各校からの好事例を集めて市内全校に発信していくことで、デジタル採点システムのさらなる活用及び教職員の授業力の向上につなげていく。	
②給食費徴収管理システム等を活用し、給食費徴収業務・債権管理業務の円滑な執行を図った。徴収率向上のため、債権回収業務委託事業を活用した弁護士法人による催告を実施するとともに、児童手当からの申し出徴収制度に基づく学校給食費の徴収を実施した。		②徴収率が目標値の99.5%を下回っていることから、引き続き、学校給食費の滞納の抑制及び滞納整理に積極的に取り組み、徴収率の向上を図る必要がある。《現年度徴収率の推移》令和4年度 98.3%⇒令和5年度 98.3%⇒令和6年度 98.2%	②債権回収業務委託事業を活用した弁護士法人による催告、児童手当からの申し出徴収制度に基づく学校給食費の徴収を引き続き実施する。 また、児童手当からの申し出徴収制度、給食申込のオンライン化を目指して各種検討を進める。	
③勤務時間の適正化に向け、スクール・サポート・スタッフの配置、自動音声応答サービスの導入に加えて、出退勤システムの導入と調査を行った。一定の効果が得られた。また、令和6年度に全中学校に導入した、デジタル採点システムにおいても一定の効果が認められるとともに、スクールロイヤーの配置は対応困難事案の早期解決にも寄与している。		③さらなる勤務時間の適正化に向けては、教員の業務内容の分析が必要である。特に幼稚園においては、ICT環境の整備など、勤務環境の整備が必要である。	③時間外勤務に係る教職員への調査結果の分析や現場からの意見に対する庁内検討会議等での議論を踏まえ、さらなる取組につなげていく。また、幼稚園の勤務環境整備について、関係課と協議を進めていく。	
④令和元年8月から市立学校における校務員業務の執行体制を段階的に見直し、令和6年度末までに計13校の委託化を行ってきたが、令和7年度の学校用務員業務委託契約の更新時期に合わせ、さらに6校を加えた19校の校務員業務を委託することとした。		④校務員の転職・退職動向等を踏まえながら、今後も計画的に委託化を進めていく必要がある。	④継続的かつ安定的な業務執行体制の構築に向け、校務員の転職・退職動向等を踏まえながら、計画的に委託化を進めていく。	
関連指標	 教員の時間外在校時間の削減 ▲20% ※令和5年（2023年）度実績比(令和5年（2023年）度小28.4時間／月、中36.3時間／月)			

※関連指標は、第2次教育振興基本計画の指標と計画最終年度（令和11年度）の目標値を参考に記載。

各論	6 学校園・家庭・地域社会一体となった教育の充実
----	---------------------------------

項目	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進による「地域とともにある学校づくり」の実現		担当課	社会教育課
	コミュニティ・スクールの取組を進め、「地域とともにある学校づくり」の更なる推進を図ります。			
取組と成果		現状・課題	今後の取組の方向性	
①小学校10校、中学校10校の計20校において新たにコミュニティ・スクールを導入し全市立学校に対する導入率は88.7%となった。また、令和5年度末に実施した導入校の学校長及び学校運営協議会会長を対象としたアンケートでは、行政職員の継続した支援が必要と考える割合が高かったため、担当職員の学校訪問により、導入促進や活動が継続的・安定的に発展、活性化していくよう支援に取り組んだ。		①令和6年度末に実施したアンケート調査結果では、「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動により、学校が抱える課題等の解決策が見いだせた」と回答した割合が31.7%（参考：R5は23.5%）となっている。コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進が、学校や地域にとってより効果的な活動となるよう、行政による継続した支援が必要である。	①市立学校7校へコミュニティ・スクールを導入し、令和7年度中に全市展開を完了させる。また、担当職員による学校訪問等を通じた支援や研修会の実施、効果や課題等を検証するためのアンケート調査を継続して行い、コミュニティ・スクールの更なる活性化に向けた取組を進める。	
②コミュニティ・スクールの導入に合わせ、新たに中学校10校にコーディネーターを配置した。また、文部科学大臣表彰を受賞した尼崎北小学校の学校長及び学校運営協議会会長を講師とした研修会を実施し、地域学校協働活動に係る好事例の発信と横展開を図った。		②小学校以外の学校種においては、コーディネーターを配置してから日が浅いため、コーディネーターを活用した活動事例がそれほど多くない。そのため、地域課等とも連携・協力しながら、効果的かつ具体的な活動事例を検証していく必要がある。また、コミュニティスクールと地域学校協働活動の一体的推進には、行政による継続した支援が必要である。	②コミュニティ・スクールの導入に合わせて、市立学校全校にコーディネーターを配置する。また、地域・学校・行政が連携しながら、様々な地域学校協働活動の事例を検証・共有し、更なる横展開や取組全体の底上げを図ることにより、地域と学校のより良い関係づくりと地域の活性化に取り組む。	
関連指標	 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動により、学校が抱える課題等の解決策が見いだせたと回答した学校の割合 60%（令和6年（2023年）度時点31.7%）			

※関連指標は、第2次教育振興基本計画の指標と計画最終年度（令和11年度）の目標値を参考に記載。

項目	多様なスポーツ活動及び文化・芸術活動に関わることができる環境の確保		担当課	スポーツ推進課
	学校部活動の地域クラブ活動への移行に向けた取組を一層進め、生徒が多様なスポーツや文化・芸術に関わることのできる環境を確保します。			
取組と成果		現状・課題	今後の取組の方向性	
①子どもたちの多様な学びの機会を確保するため、モデル校3校における13運動部、1文化部について地域クラブを設置した。また、令和9年度末を目途に部活動から地域クラブ活動へ移行することなどを盛り込んだ本市の取組方針を策定した。		①地域クラブ数の充実を図るため、指導者を希望する者が関わりやすくすることや、学校等を活動場所として使用する上での環境づくりが必要であるほか、取組内容の広報や困窮家庭等の受益者負担の軽減等、中学生とその保護者が安心して地域クラブに参加できる環境づくりが必要である。 また、学校開放の取組については、開放時間や施設の維持管理、利用申請の方法など、学校施設の使用や管理のあり方について整理する必要がある。	①中学生とその保護者が安心して地域クラブに参加できるよう、取組全体の進捗状況や課題と対応内容、先行実施している地域クラブでの活動状況、生徒・指導者の声など様々な情報について広く周知を図るとともに、困窮家庭への支援のあり方についても検討を進める。 また、周知と合わせて、大会運営への関与のあり方や資格取得費用の補助など、指導者の負担軽減についても検討を行い、優秀な指導者の確保を図る。 地域クラブの活動場所として想定する学校施設については、地域クラブにとって活動しやすい場所となるよう、門扉や教室の開閉及び使用、スマートロック等の効率的な施設管理の手法、学校備品等を含む費用負担の考え方などについて、学校施設の管理全体の現状を踏まえる中で検討を行う。 加えて、地域クラブが活動しやすいよう、照明や器具庫の設置、電源の確保等について検討を進める。	
関連指標	部活動が地域クラブに移行した割合 100%(令和6年（2024年）度時点0%)			

※関連指標は、第2次教育振興基本計画の指標と計画最終年度（令和11年度）の目標値を参考に記載。

項目	青少年健全育成・非行化防止に向けた、補導活動や啓発活動の継続		担当課	社会教育課
	少年補導委員の活動の内容や体制の在り方について検討するほか、市民が青少年の健全育成・非行化防止に関心を寄せてもらえるよう効果的な啓発活動に取り組みます。			
取組と成果		現状・課題	今後の取組の方向性	
①少年補導委員の活動の効率化を図るとともに、減少傾向にある少年補導委員の負担を軽減するため、活動の実績報告をスマートフォンで行えるよう電子化を行ったほか、負担となっていた広域連携である兵庫県青少年補導委員連合会からの脱退に向けた調整や、少年補導委員推薦時に提出する必要書類の簡略化など事業の見直しを行った。 青少年問題に関する地域住民向けの啓発においては、こども家庭庁の「秋のこどもまんなか月間」に合わせたパネル展を大庄北及び園田東生涯学習プラザで実施するほか、青少年健全育成標語の募集を行い8,628作品の応募作品から、市長賞・市議会議長賞・教育長賞を選出、表彰した。		①少年補導委員委嘱者数の減少傾向は続いているが、青少年の健全育成のためには地域の見守りの目が欠かせないことから、その担い手の一つである少年補導委員不足を改善するための取組が必要である。一方、子どもへの声かけや指導などによる見守りへと補導の形態そのものが変化しつつあり、少年補導委員制度のあり方について検討する必要がある。 また、少年補導委員だけでなく市民が広く青少年の健全育成に対する関心を高め、主体的に考えていけるよう、継続しての啓発活動が必要である。	①本市の少年補導委員により組織されている尼崎市少年補導委員連絡協議会の意見も参考にしつつ、担い手不足の解消に向けた負担軽減の取組を行うとともに、今後の少年補導委員制度のあり方について検討を行う。青少年問題に関する啓発活動において、市民がより関心を持てるよう、継続してパネル展や標語募集に取り組む。	

各論	7 市民の多様な学びと活動を支える機会の充実
----	------------------------

項目	文化財保存活用地域計画の策定と推進		担当課	歴史博物館
	地域総がかりで有形・無形の文化財を守り、活かし、伝える体制の構築を図り、文化財の存続につなげ、後世に伝える取組を推進するため、文化財保存活用地域計画を策定します。			
	取組と成果	現状・課題	今後の取組の方向性	
	①令和7年12月の文化庁認定に向け、文化財保護審議会・地域計画協議会で内容の確認、意見聴取等を3回にわたり実施するとともに、市民の意見を聴取するためにアンケート調査を実施し、「尼崎市文化財保存活用地域計画」の素案を作成した。文化庁とは認定に向けた協議を行った。	①地域総がかりで歴史遺産を総合的・一体的に保存・活用することにより、地域の特徴を生かした地域振興に資するとともに、文化財保護行政の中・長期の方向性を示すマスタープランと短期に実施する具体的な事業であるアクションプランを記載することにより、確実な文化財の継承につなげる計画を策定する必要がある。また、策定に向けた取組を進め、計画の周知についても検討を行う必要がある。	①文化財保存活用地域計画については、地域総がかりで歴史遺産を総合的・一体的に保存・活用する文化財保護行政の中・長期の方向性を示すマスタープランと短期に実施する具体的な事業であるアクションプランを記載する計画として、パブリックコメント等意見聴取を実施し策定に向けた取組を進め、文化庁の認定を目指す。また、文化庁の認定後は計画を広く市民に周知するために記念講演会等を実施する。	
	②文化財の価値を守りながら将来に伝え、まちづくりに生かしていく取組の一環として、本市に現存する最古の洋風建築物である旧尼崎紡績本社事務所（前ユニチカ記念館）の敷地整備を行い、オープニングイベントとして“AMAGASAKI赤レンガフェスタ”を開催した。また、文化財の保存・活用にに向けた機運を醸成するため、各種のイベントや関連グッズの販売、文化財保存活用基金への寄付協力の呼びかけを行った。	②旧尼崎紡績本社事務所の取組については、文化財の価値を実感してもらい、魅力向上・情報発信などの保存・活用にに向けた機運醸成の取組を継続し、保存・活用方法の方向性を考える必要がある。	②旧尼崎紡績本社事務所については、今後も守り生かしていくため、建物の限定公開などの各種イベント、講座・講演などの様々な機会を通じ、保存・活用の必要性について市民の理解を深めていくよう取り組んでいく。	

項目	歴史博物館の魅力向上と情報発信	担当課	歴史博物館
	尼崎の歴史・文化財に対する関心を高め、シビックプライドの醸成に努めます。		
取組と成果		現状・課題	今後の取組の方向性
①常設展示は、年に数回展示替えを実施しており、また特別展・企画展においては、展示解説の実施やSNSを利用した情報発信を行っている。第4回特別展では、博多・京都から借用した輸入陶磁器等を展示し、尼崎が昔から交通の要衝地であることを広く市民に伝えた。来館者数は、令和7年3月にのべ20万人を達成した。		①尼崎にゆかりのある文化財や歴史資料を積極的に展示したが、より多くの来館者を獲得するため、引き続き時節に即した展示を検討し、実践していく必要がある。	①市民とともに歩む博物館として、協働で、歴史文化遺産の収集、調査、整理を進め、地域の歴史文化として保存・活用し、シビックプライドの醸成に資するよう取組を継続する。令和7年度の特別展は安土桃山時代から江戸時代初期の初代尼崎藩主となった建部氏の業績を中心に激動の時代の尼崎の歴史を紹介する。
②歴史資料の保存と利用者の利便性向上を図るため、歴史的公文書や近世尼崎藩関係史料、本市が撮影した阪神・淡路大震災の写真等を「歴史博物館デジタルアーカイブ」へ追加し、合計715件を公開した。このほか、あまがさきアーカイブズの収蔵史料についても随時目録の整備・公開を進め、ホームページで公開している。また、広報機能の強化として博物館で開催する展示や講座などのイベント情報のほか、地域の歴史資料のデジタル公開を含む幅広い取組をより見やすく、アクセスしやすくなるよう尼崎市立歴史博物館ポータルサイトをリニューアルした。		②デジタルアーカイブをより充実させるため、歴史資料等のデジタル化については、限られた予算と人員のなかではあるが着実に進めていく必要がある。また、博物館の魅力を幅広い世代に伝えるため、ホームページや各種SNSを通じて情報発信力の強化を図っていく必要がある。	②博物館、図書館及び公文書館機能の連携を図りながら、歴史的公文書及び地域史料の保存と更なる活用のため、収蔵史料目録の公開、資料のデジタル化の推進とデジタルアーカイブの充実を図る。更に、各種SNSの投稿記事を増やし、博物館の展示やイベント情報、所蔵資料について、より多くの人の目に留まるよう努める。
関連指標	 歴史博物館年間来場者数 50,000人（令和6年（2024年）度48,640人）		

※関連指標は、第2次教育振興基本計画の指標と計画最終年度（令和11年度）の目標値を参考に記載。

項目	図書サービス網のさらなる充実		担当課	中央図書館
	来館者数、貸出冊数増に向けた取組を進め、同時に地域バランスを考慮した図書サービス網のさらなる充実を目指します。			
取組と成果		現状・課題	今後の取組の方向性	
①新北図書館の整備に向けては、タウンミーティングを通じて利用者の意見聴取をするとともに、地域に開かれた交流拠点として整備するため、関係各課と調整を図った。		①新北図書館の整備に向けて施設機能充実のため庁内連携のもと基本計画を策定するとともに、事業者の選定に向けた事務を関係各課と連携し進める必要がある。	①新北図書館を地域に開かれた交流拠点とするため、関係各課と連携し整備を進める。	
②「尼崎市立図書館基本的運営方針」については、計画年度（R2～11年度）のほぼ中間年にあたるため、新北図書館の整備や今後導入を検討するサービス（ＩＣタグシステムなど）に関する記述を追加するなどの改訂を行った。		②市民１人あたりの貸出冊数を飛躍的に増加（阪神間並み）させるには、新北図書館の整備に加えて、図書サービス網の充実や図書館利用者の利便性の向上に向けた方策を検討していく必要がある。	②ＩＣタグシステムの導入に向けて検討し、また、学校図書館の地域開放を活用した図書館機能の充実について検討を進める。このほか、中央図書館の長寿命化工事に併せたリニューアル工事について検討する。	
③図書室のある生涯学習プラザなどで読書推進を展開するため、親子向けの読み聞かせや図書館関連講座、季節に応じた特集展示などの「読書を通じたまちじゅう学び事業」を実施し、地域における図書館機能の充実を図った。		③前年度と比較し貸出利用者は0.7％増加しているものの、貸出冊数は3.8％減少しており、なおいっそう図書に親しむ機会を創出する施策を実施し、利用者数の増加を図る必要がある。	③学校図書館の地域開放の活用など、配置バランスを考慮した図書館機能の充実について検討を進める。	
関連指標	 市民1人あたりの貸出冊数 6.62冊（令和6年（2024年）度3.0冊）			

※関連指標は、第2次教育振興基本計画の指標と計画最終年度（令和11年度）の目標値を参考に記載。

項目	健康ふれあい体育館等を中心としたスポーツに触れる機会の確保		担当課	スポーツ推進課
	年齢や性別、障害の有無等を問わず誰もが気軽にスポーツを楽しみ、健康づくりができるまちづくりを進めます。			
取組と成果		現状・課題		今後の取組の方向性
①市民のスポーツへの機運醸成を図る大会誘致では、8大会が開催され、一大会あたり3,126人が参加し、前年度比1,556人増となった。（令和7年2月19日現在。2大会は集計中のため未算入。）		①市民の関心が高い大会の誘致に努めるほか、SNSなどを活用し、スポーツへの関心が低い層も含めて広く情報・魅力発信を行うことで、効果的な取組としていく必要がある。		①広く情報発信に努め、観戦者数の増加を図る中で、市民の競技への参加意欲を高めるとともに、多様なスポーツに市民が興味関心を持つきっかけづくりを図っていく。
②障害者スポーツについて「ボッチャ」研修を実施したほか、市HPで障害者スポーツに関するスポーツ推進委員の活動の情報発信を行った。また、施設や人材の活用に向けて関係各所とも連携した検討に着手した。		②今後も研修及び情報発信を実施する。施設の活用について、あまよう特別支援学校の活用を検討したものの、車イス競技に使用できないことや、健常者の既存利用者との利用調整などの課題がある。障害者スポーツ全般について、ニーズ把握など、調査・研究が必要である。		②引き続き、障害者スポーツの研修等を行う。また、あまようをはじめとする各施設の活用や、障害者のニーズ、指導者を希望する人材のニーズ等について、関係各所と連携し、調査・研究を進める。
③生涯スポーツの促進を図るため、指導的立場で本市スポーツ振興に貢献した市民や、国際大会等で優秀な成績を収めた市民に「体育功労者賞」「スポーツ特別賞・スポーツ賞」を授与した。		③表彰対象者が限定的であり、日ごろから運動やスポーツに取り組む市民が、継続して生涯スポーツ・健康づくりを行うことを促すような取組が必要である。		③永年に渡りスポーツに取り組む市民を対象とした表彰を実施し、受賞者とその周囲の市民にとって、生涯スポーツに取り組む動機づけとなることを目指す。
④武庫健康ふれあい体育館について、令和7年4月1日に供用を開始した。また、（仮称）大庄健康ふれあい体育館新築工事の基本設計では、隣接する南の口公園の整備と連携し、市民意見を基本設計に反映した。		④体育館と老人福祉センター機能を統合した新たな施設であり、幅広い世代の交流も見据え、施設で行う事業や施設使用のあり方等について、利用者ニーズも踏まえながら継続的に検証及び改善を続け、施設の効用を高めていく必要がある。また、（仮称）大庄健康ふれあい体育館については、令和9年度中の供用開始を目指して円滑な事業実施を図る必要がある。		④指定管理者との緊密な連携の下、利用者の意見を積極的に聴きながら事業の検討や施設の維持管理を行い、年齢や障害の有無を問わずスポーツに取り組もうとする全ての市民のきっかけづくりとなる施設を目指す。 （仮称）大庄健康ふれあい体育館の実施設計業務委託を実施し、令和9年度中の供用開始に向け、庁内関係各所と連携し、取組を進めていく。

⑤社会体育施設の大規模改修は、サンシビック尼崎に続いて立花体育館が完了し、スポーツ環境の整備が進んだ。	⑤スポーツの裾野を広げる観点から、社会体育施設や有料公園など、市内のスポーツ環境を把握した上、利用者ニーズと照らして、現在の環境がスポーツの推進を図る上で望ましい状態であるかの検証が必要である。	⑤スポーツ施設には、学校施設や社会体育施設、公園施設などがあり、施設の種別も体育館やグラウンド、テニスコート、野球場など多種多様である。 その中でも利用の多い施設、そうでない施設があり、時間帯によっても利用状況が異なる。そうした様々な利用者のニーズを関係部局と連携しながら調査を進め、現行のスポーツ環境やスポーツ体制が望ましいかそのあり方を検討する。
関連指標	 健康を意識した運動やスポーツを行っている市民の割合 50%（令和6年（2024年）度時点46.0%）	
関連指標	 誘致大会観戦者及び市民スポーツ大会参加者数 81,000人（令和6年（2024年）度時点62,450人）	

※関連指標は、第2次教育振興基本計画の指標と計画最終年度（令和11年度）の目標値を参考に記載。

項目	人権の学びを支える機会の充実		担当課	社会教育課
	多様化する人権問題について、決して「誰かのこと」ではない身近な問題として受け止められるよう引き続き、啓発に努めます。			
取組と成果		現状・課題		今後の取組の方向性
①33の主体的人権学習に取り組む小集団学習グループの活動を支援するとともに、同グループのリーダー及び市民向けに様々な課題を題材とした研修会を各地域課と連携し実施した。同グループを増やすための取組として申請書類の簡略化など環境整備を図った。また、親子で人権を学べる機会を夏休みを活用し提供した。市民向けに人権課題を啓発しているリーフレットを睡眠をテーマに専門家の監修を加え作成し、児童・生徒を中心に幅広く配布した。		①小集団学習グループは、多くが各学校のPTAで結成されているため、PTA活動のスリム化等により継続が難しくなりつつある傾向がある一方、参加者からの評価は高いことから、活動を継続できるよう支援を図る必要がある。また、学習会の助言者として参画している人権教育に熱意のある「人権啓発推進リーダー」についてはリーダーの高齢化や就労との両立もあり、継続して担い手育成の必要がある。		①各学校園のHP等を活用し、学習活動に関する情報発信を行い、身近なところで学習が行われていることの周知や学習に対する関心を持ってもらえるように体験的な参加の機会を設ける。また、将来の推進リーダーが育つよう、小集団学習グループへの支援等を通じて、リーダーの育成・発掘に引き続き取り組む。

項目	地域の歴史や図書等を通じた学習の支援の継続	担当課	中央図書館、歴史博物館
	市民の歴史や読書等の教養に対する関心を高めるため、それらに触れあう機会の創出につながる取組を進めます。		
取組と成果		現状・課題	今後の取組の方向性
①図書館では、親子を対象とした講座や児童対象の行事をボランティアと協働で行ったほか、利用頻度が少ない成人層を対象とした講座等を実施し、利用促進及び読書推進を図った。		①子育て世代へのアプローチのほか、若年層の利用者を獲得するための取組を進める必要がある。	①親子向けの読み聞かせや図書関連講座の実施など読書に親しむきっかけとなる事業をボランティアや各関係機関と協働で継続的に実施し、図書館、図書室の利用拡大に努める。
②展示を通じた歴史学習、市民講座や体験型ワークショップ等を通じた学習、「AMATAN」事業での課外学習、学校等の出張授業、新任教員研修、尼いも・綿などの栽培支援・歴史ウォークの実施等、尼崎の歴史文化に関する学習への支援を行った。生涯学習の場所づくりとして、市民と協働で体験学習活動や出土資料の整理作業等を実施する教育普及活動を行った。市民と協働するにあたっては文化財資料保存活用サポートボランティアやれきし体験学習ボランティアの養成に注力した。		②歴史学習や市民講座の参加を促進するとともに、幅広い世代を対象とした歴史文化に関する学習内容の充実を図る必要がある。また、市民と協働で行う体験学習活動や出土資料の整理作業等を実施する教育普及活動については、更なる新規ボランティアの養成が必要である。	②展示を通じた歴史学習や市民講座については、更なる情報発信を図ることにより、多くの市民の関心を高めるとともに、「AMATAN」事業をはじめとする学校団体の見学プログラムを工夫し充実させる。また歴史教育の場所づくりとして市民と協働するボランティア養成等をより一層推進していく。
③歴史的公文書については、令和4年度から「尼崎市公文書管理等に関する条例」が施行され、重要な価値を有する公文書（歴史的公文書）は市民共有の知的資源として、永久に保存されることとなった。令和6年度は895件の歴史的公文書が歴史博物館に移管された。		③永年保存文書が30年保存へと有期限化になったことから歴史的公文書の選別作業が急増しており、近い将来歴史博物館への引継ぎ文書の保管場所不足が予想される。	③旧聖トマス大学図書館内の一部に保管場所を確保したが、今後、特定歴史的公文書の増加状況により、新たな保管場所を確保する必要がある。
④田能資料館では、企画展や古代のくらし体験学習会、中学校への出張授業などを開催した。		④田能資料館は、築後55年を経ており、昨年度行った耐震診断の結果、補強を必要とする箇所が判明したため、館の延命化を含めた工事を実施する必要がある。あわせて、老朽化対策として空調機器やトイレ等施設の環境改善も必要である。	④令和8年度の田能資料館延命工事実施に向け、工事準備を行うとともに、閉館期間における職員の勤務体制等の検討を進めていく。
関連指標	 教育普及事業の参加者延べ人数 3,120人（令和6年（2024年）度時点3,349人）		
関連指標	 図書館行事参加者数 12,000人（令和6年（2024年）度時点9,841人）		

※関連指標は、第2次教育振興基本計画の指標と計画最終年度（令和11年度）の目標値を参考に記載。

その他	適法・適正な行政運営の実現
-----	---------------

項目	体罰のない学校づくりに向けて
	児童生徒、教職員、誰もが安全・安心にすこやかに学べる、体罰の生じることのない環境づくりを進めます。
現状	市立高校における体罰事案を受けて設置した「体罰根絶に向けた有識者会議」の議論のまとめで示された課題や改善の方向性を『体罰根絶アクションプラン』として体系化し再発防止に取り組んでおり、全取組項目で取組済もしくは一部取組済と進捗している。 また、学校生活における子どもの人権を守るため、市立学校の児童生徒を対象に『子どもの人権アンケート』を実施しており、令和6年度の実施結果では、体罰認定件数が1件だった。また、それ以外で学校からの報告により処分等を行った体罰認定件数は3件となっている。
今後の取組	体罰等防止ガイドラインは、学校現場に浸透してきているが、体罰等が依然としてゼロになっていない。今後も引き続き、継続した取組を行う必要があり、「体罰等防止ガイドライン」の周知を継続するとともに、子どもの多様性への理解を深め、体罰等によらない指導のあり方を学ぶなど、より実践的な内容の研修を充実させる。また、現在設置している体罰通報窓口を改編し、通報対象をあらゆる子どもの人権侵害に拡大する。

項目	不祥事の再発防止に向けて
事案概要	①尼崎市立中学校の教員が令和6年4月、3回に渡り、校内において同僚の鞆から財布を取り出し、現金1万円ずつ窃盗した。この教員は、重大な非違行為を行ったとして、令和6年5月28日付けで兵庫県教育委員会が懲戒免職処分とした。 ②尼崎市立小学校の教員が、令和6年6月、通勤のため普通自動二輪車で大阪府内の道路を走行中、渋滞していたため路肩を走行していたところ、信号機の無い横断歩道を自転車で通行中の高校生と接触し、高校生が転倒し負傷したが、救護義務を果たさずにそのまま立ち去り職場に勤務した。教員は救護義務違反として、令和7年1月28日付で兵庫県教育委員会が停職6月の懲戒処分とした。
事案検証	①当該教員は、自分の自由に使える現金欲しさに犯行を繰り返し行っており、教育公務員としての自覚の欠如と刑法に触れる行為を行うという、認識の低さが原因であるとする。 ②当該教員は、渋滞により停止していた車両をすり抜けて、横断歩道の手前で一時停止することなく走行した。更に接触を回避できたと思い込んで乙の状況を確認せず現場を立ち去るという、交通ルールに対する認識の甘さが原因であるとする。
リスク対応策	①教育公務員としての非違行為が行われた際の責任と、身近に起こった不祥事を自分事として考えることについて、市内公立学校園に対し、教育委員会が二度非違行為防止研修を行い、研修の中で個人・組織として非違行為が起らない環境づくりについて指導した。 ②交通ルールの遵守について、改めて周知するとともに、交通事故を起こした際の通報や報告の義務について教職員へ周知徹底を図る。

項目	事務処理ミスの防止に向けて
事 案 概 要	①令和6年7月下旬、教育委員会にA小学校から、児童1名分の転入時に前在籍校より送付された指導要録様式の写しが、定期的な点検を行っている時に見当たらないことに気が付いた、との報告があった。前在籍校の除籍簿には当該児童の指導要録の写しが残っており、A小学校に送付した記録が残っていた。A小学校内で探したが見つからず、所在不明であるとの報告があったもの。 ②令和6年5月、市内中学校で欠席していた生徒Aの母親が来校した際、配布物等を持ち帰りたいと申し出があった。課題テストの成績も返却しようと、担任は別のファイルに綴じてあった生徒Aの成績を取り出し、成績表に挟んで生徒Aの母親に渡した。後刻、生徒Aの母親より連絡があり、生徒Aの成績に生徒Bの成績が混ざった状態で誤配布していたことが判明した。
事 案 検 証	①公文書や個人情報の管理が不十分であったこと。個人情報の管理・保管方法について職員が理解していなかったことと、仕分け作業の方法について周知徹底が出来ていなかった。ことが原因と考えられる。 ②個人情報の取扱いについて、慎重さを欠いたことで発生した事案であり、個人情報を渡す際には、一つずつファイルから取り出して名前を確認するなど、誤りに気付く機会があったと考えられ、丁寧な確認ができていなかったことが原因と考えられる。
リスク 対応策	①校園長の危機意識を高めるため文書管理の重要性等について研修を実施した。また、各学校園における文書の引き継ぎについてのマニュアルを作成し、引き継ぎにあたっては二度チェックを行うよう、確実に引き継ぎができるよう徹底した。 ②学校園長に対して、今後、同様の事案が起こることの無いよう、情報インシデントに係る伝達講習において、個人情報の適切な取り扱いについて周知徹底した。

令和7年度 以降の 取組方針	教育委員会事務局内だけでなく学校現場においても様々な事案が発生しているため、教職員一人ひとりが自分事として捉えることができるよう、令和6年度は全学校園に対し、web研修と訪問研修を1回ずつ行った。令和7年度以降については初任者等新しく尼崎市に着任した教職員に同様の研修を行う予定である。また、情報インシデント事案が発生したことを受け、令和7年度は個人情報保護委員会による全学校園への研修を実施する。 加えて、教育長及び教育次長が学校を訪問し校長等と面談を行うほか、教育委員会事務局と学校園長との人事評価面談、教育長と所属長、さらには所属長と所属職員や校園長と教職員との面談等を行う。 こうした中で、適正な事務執行に努めるとともに、風通しの良い環境づくりや関係づくりを進め、意思疎通や連携をしっかりと図ることができる運営体制を構築する。
----------------------	--

IV 総評

尼崎市教育振興審議会

・はじめに

令和 2 年度から令和 6 年度までの第 1 次尼崎市教育振興基本計画の計画期間が終わり、令和 7 年度から第 2 次尼崎市教育振興基本計画がスタートしている。

第 2 次計画策定にあたり尼崎市教育振興審議会が設置されたことに伴い、この度、各年度の取組に対する総評を審議会として作成することとした。

令和 7 年 6 月 5 日に開催した令和 7 年度第 1 回尼崎市教育振興審議会での議論を踏まえ、令和 6 年度の取組に対し、以下のとおり各論ごとに総評を行う。

・各論 1 「学ぶ力と健やかな体の育成」

就学前教育では、就学前教育ビジョンの内容の周知を行っているところであるが、ビジョンに掲げる 3 つの柱をはじめとする取組の推進にあたっては、人員の確保にあわせて人材の専門性向上にも取り組んでいただきたい。

学力については、小・中学校における基礎学力の定着に向けた取組の成果が表れ、学力低位層が減少している点は評価できる。今後は、読解力育成に向けたデジタル教材の導入等に取り組み、言語能力の向上にも注力するとしているが、学校現場の負担も踏まえつつ、基礎学力が確実に定着するよう取組を継続していただきたい。また、特に探究的な学習の推進にあたっては ICT の活用も踏まえた検討をしていただきたい。

尼崎双星高校における国の DX 加速化推進事業を活用した取組については、国の補助金がなくなった場合においても生徒に学びを提供できるよう、あらかじめ対策を検討する必要がある。

・各論 2 「多様性と包摂性のある教育の推進」

不登校支援施策については、SSW の増員配置とその活用や学びの多様化学校の設置など、先進的に取組を進めている。SSW 等の専門職との連携については、高等学校でもぜひ積極的に取り組んでいただきたい。

不登校対策に加え、特別支援教育や日本語指導が必要な児童生徒への支援など、教職員が受ける研修等も増えてきており、教員の負担増が推察される。現在の公教育が子どもたちの実態の変化に追いつかなくなってきたり、その歪みがニーズとして顕在化している中、学びの多様化学校には、多様な学びを実践するフラッグシップとしての役割を期待する。

・各論 3 「豊かな心の育成、いじめ防止」

いじめ問題については、情報共有や組織的対応を上手く行っている学校の取組を横展開する仕組みづくりが重要である。また、いじめが発生した際の学校の対応力を向上させるため、教育委員会としてサポートすることも重要である。

・各論4「教育環境の整備」

大規模な住宅開発等による児童生徒数の増加に伴う教室数の確保にあたっては、新しい学びの形や中学校の35人学級制導入の動向も見据え、十分な数を確保するべきである。

保護者の提出書類のデジタル化や先に控える校務支援システムの標準化など、システムへの投資をするにあたっては、長期的な目線で次のステップを見据え導入を行う必要がある。

児童生徒用端末の更新には多額の費用を投入するため、これまで以上にICT機器を活用した授業展開が進むよう取り組んでいただきたい。特に活用が進んでいない学校にはICT支援員による授業支援などの対応策を強化する必要がある。

・各論5「教員の育成・勤務環境の整備」

教職員の働き方改革については、様々な取組を進めているところであるが、ワークエンゲージメントの観点も非常に重要であり、働きがい向上するような取組も進めていただきたい。

・各論6「学校園・家庭・地域社会一体となった教育の充実」

地域クラブ活動の推進にあたっては、生徒の活動場所を可能な限り確保するとともに、保護者の経済的負担軽減等生徒と保護者が安心して参加できる環境が整うよう、しっかりと予算を確保しながら取り組んでいただきたい。

コミュニティ・スクールについては、効果的な運用が図られるよう好事例を検証し、その取組を横展開していくことが重要である。また、学校運営協議会の設置目的や役割をしっかりと周知することも必要である。

・各論7「市民の多様な学びと活動を支える機会の充実」

歴史博物館のデジタルアーカイブの充実に向けた着実な取組は評価できる。

図書館については、視覚的・聴覚的に刺激を与える仕掛けなど、本を読むことだけではない新しい図書館の形を含めた検討も良いと考える。

体育館においては、障がいのある方も参加できる取組のほか、例えばeスポーツの導入など新たな取組も検討していただきたい。

令和7年8月 尼崎市教育振興審議会